

ひとにやさしいまちづくり推進指針改定検討委員会設置要領  
(前回改定時のもの)

(設置)

第 1 平成 27 年 3 月に岩手県が策定した「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の見直しに当たり、この見直しを官民協働で行うため、「ひとにやさしいまちづくり推進指針改定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ひとにやさしいまちづくり推進方策の検討に関すること。
- (2) ひとにやさしいまちづくりの啓発・普及に関すること。
- (3) ひとにやさしいまちづくりの推進活動に関すること。
- (4) その他ひとにやさしいまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 検討委員会は、民間及び行政の委員 25 人以内をもって構成する。

2 民間の委員は、ひとにやさしいまちづくりに関する活動を実践している者、又は見識を有する者とする。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員以外の出席)

第 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議への委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、岩手県保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補足)

第 9 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 10 日から施行する。